

美濃加茂市監査委員告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により美濃加茂市長から監査の結果に基づき措置を講じた内容の通知があったので、その内容を公表する。

令和 6 年 10 月 25 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
同 田 口 智 子

- 1 対象の監査 令和 6 年度 6 月支払分の随時監査（財務監査）
- 2 監査実施日 令和 6 年 7 月 25 日
- 3 監査の結果を通知した日 令和 6 年 7 月 25 日
- 4 措置を講じた内容の通知を受けた日 令和 6 年 10 月 25 日
- 5 監査の結果及び講じた措置の内容

部署	監査の結果	措置の内容
秘書広報課	【指導】 出張費が 3 か月まとめて 前途金により支給されてい るが、前渡金で支出する理由 が乏しいため、必要に応じた 支出方法とすること	職員（特別職を含む）の旅費の 支払い方法については、通常払い （後日振込み）、概算払い（地方自 治法施行令（以下「政令」という。） 第 162 条第 1 号、美濃加茂市会 計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 1 項第 1 号）及び資金前 途（政令第 161 条第 1 項第 17 号、規則第 70 条第 1 項第 4 号） の 3 通りがある。 一般職の旅費については、概算 払いで行っていたが、旅費の精算 や現金受取りの事務を簡素化す るために、通常払いを原則として いる。 特別職及び随員職員の旅行に 関しては、他の公務との調整や公 務の内容によって随員すべき職 員を変更するなど直前まで調整 を要するものが多く、資金前途を

		原則としている。 資金前途の際には、公務の案内文書や特別職の立場として通例的に参加すべき日程等に基づいてあらかじめ予定を組み、旅費を確保し、公務の結果に基づき精算している。 監査委員の指摘のとおり、3か月という期間は予定の確保という面から考慮すれば長すぎる場合もあるため、今後は、旅行を終えた後の通常払い及び1か月ないし2か月の資金前途にて旅費の対応を行うよう改善する。
--	--	--